

令和2年度高齢労働者安全衛生対策実証等事業

# “実証対象の安全衛生対策の募集”

高齢社会が進展するなか、高齢労働者が**安全に安心して働くための安全衛生対策**が求められています。そこで、厚生労働省では、高齢労働安全衛生対策の普及のための**独創的・先進的な安全衛生対策**を募集します。

**募集期間** 令和2年**5月25日**（月）～**7月14日**（火）まで

## 事業参加による5つのメリット

### 信頼性向上

安全衛生対策の顧客等からの信頼性が高まる！

### 認知度向上

実証結果が厚生労働省のウェブサイト公開され、認知度が向上！

### ロゴマーク活用

ロゴマークを活用した普及・啓発活動が行える！※1

### 補助金対象として検討

効果が確認された対策は、エイジフレンドリー補助金の対象として検討！※2

### 有識者から助言

検討会において、安全衛生対策のプロから助言をもらえる！

ユーザーの信頼性を高め、開発した対策を広く普及させたい！



対策の実証申請

対策の実証  
ロゴマーク交付

高齢労働者向け安全衛生対策の普及をお手伝いしたい！



効果のある対策を安心して導入できる！

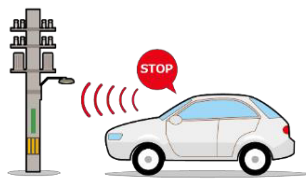


実証を行った  
対策の提供

実証結果の  
公表・広報

## 募集対象となる安全衛生対策等

身体機能の低下等、高齢労働者の特性に配慮した、技術・機器・取組み等のうち、右の対策例以外の**独創的・先進的**なものが対象となります。ただし、対策例と同様のものであっても、原理や効果等に独創性、先進性が認められるものは対象となります。



例) 自動ブレーキや踏み間違い防止機能付き車両

### その他の普及している対策例

- ・腰痛予防機器の導入等による腰痛予防
- ・熱中症防止ファン付き作業着
- ・作業場内段差解消のための補修
- ・見やすい標識や警告灯の設置
- ・高齢労働者の体力低下について気づきを促す取組 など

独創性・先進性

募集する対策



※1 ロゴマーク：本事業で新たに作成するオリジナルのロゴマークのことで、厚生労働省のシンボルマークとは異なります。

※2 エイジフレンドリー補助金：高齢労働者の安全・健康の確保に努力する60歳以上の高齢労働者を雇用する中小企業の事業者を対象に創設された補助金です。

## 高齢労働者安全衛生対策実証等事業とは

高齢労働者安全衛生対策について、その効果等を厚生労働省が委託する実証機関が客観的に検証（実証）し、結果を公表することにより、適切な安全衛生対策の選択・導入を後押しし、もって**高齢労働者の労働安全衛生対策の推進を図ることを目的**とした事業です。

この実証事業では、有識者による実証検討会において、第三者の立場で安全衛生対策を検証します。

### 実証の流れ

#### ① 募集 [令和2年5~7月]

- 高齢労働者向けの独創的・先進的な安全衛生対策を募集。

#### ② 対象の選定 [令和2年7~8月]

- 申請対策について、専門家・有識者の選定会議にて、原理や対策の先進性等の観点から対象とする対策を選定。

#### ③ 実証の実施 [令和2年8~11月]

- 実証計画を策定し、労働災害防止効果等を評価するための試験等を実証機関が実施。

#### ④ 報告書の作成 [令和2年9~令和3年2月頃]

- 試験結果及び有識者の意見に基づいて、安全衛生対策の労働災害防止効果等の評価を実施。
- 実証試験の全ての結果を取りまとめる。

#### ⑤ 結果公開 ロゴマーク交付 [令和3年4月頃]

- 労働災害防止効果等が実証された対策に、本事業のオリジナルロゴマークを交付。
- ロゴマークは、新聞・雑誌・WEB等での紹介や広告等に広く使用可。
- 実証結果は厚生労働省のウェブサイトに登録・公開。

### 費用分担

試験、検証、有識者による評価、等 ▶原則、**国の負担**  
但し、安全衛生対策機器等の試験実施場所への持込み、設置、稼働、撤去等の費用は、申請者にご負担いただきます。

### 実証とは

安全衛生対策の労働災害防止効果等を試験に基づき第三者が評価することです。基準等への適合性を判定する「認証」とは異なります。また、本事業で第三者評価を受けた安全衛生対策には、右記のとおりロゴマークが交付されます。

### 応募方法・お問合せ

- 応募に関するお問合せ  
一般社団法人埼玉県環境検査研究協会  
(高齢労働者安全衛生対策等実証事業 実証機関)  
〒330-0855 埼玉県さいたま市大宮区上小町 1450-11  
E-mail : vhs-mew@saitama-kankyo.or.jp  
TEL : 048-649-5496 FAX : 048-649-5493  
労働安全衛生対策実証事務局まで

- 応募方法 ▶募集要項・申請書類等は下記 HP よりご確認ください。  
<http://www.saitama-kankyo.or.jp/vhs-mew.html>

- 本事業に関するお問合せ  
厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1丁目2番2号  
TEL : 03-5253-1111 (内線 5488)



高齢労働者安全衛生対策実証

検索